

## ■第二次健康わこう 21 計画・第三次和光市食育推進計画中間見直し

### (素案) のパブリック・コメントに寄せられた意見と市の考え方

#### 1 結果の概要

- (1) 実施期間：令和6年1月25日（木）～ 令和6年2月15日（木）
- (2) 意見提出者数： 5人（郵送1人・FAX1人・メール3人）
- (3) 意見総数： 16件
- (4) 意見に対する市の考え方の区分

◎：意見を反映し案を修正した	4件
○：意見を一部反映し、案を修正した	2件
△：案を修正しなかった	5件
□：その他（感想、この案件以外への意見等）	5件

- (5) 意見提出者の区分：「市内在住」 2人  
「和光市に税金を納めている」 2人  
「この案件に利害関係がある」 1人

和光市市民参加条例第10条第3項では、「パブリック・コメント手続により意見を提出することができるもの」の区分として、市内在住者（第1号）、市内に事業所等を有する法人や団体（第2号）、市内在勤・在学者（第3・4号）のほか、市に対して納稅義務を有するもの（第5号）とパブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの（第6号）を定めています。

これらのうち、納稅義務を有するものと利害関係を有するものについては、同条例施行規則第5条第5項及び第6項により、個人の場合は住所・氏名の他、「納稅義務を有することを証する事項」や「利害関係を有することを証する事項」を明らかにしなければならないと規定されています。

今回意見を出した5人のうち、意見提出者の区分を「和光市に税金を納めている」とした人が2人、「この案件に利害関係がある」としている人は1人でした。

「和光市に税金を納めている」2人は納稅義務の内容を「たばこ税」「酒税」としていますが、市町村たばこ税の納稅義務者は、「たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）・特定販売業者（輸入業者）・卸売販売業者」です（地方税法第465条）。小売たばこの販売価格には既に市たばこ税が含まれており、たばこ税を負担するのは購入者となりますので「担税者」ではありますが、「納稅義務者」とは異なります。

同様に、酒税の納稅義務者は、「酒類の製造者・酒類を保税地域から引き取る者」と規定されています（酒税法第6条）。お酒の販売価格に酒税分が含まれていますので、購入者は「担税者」となりますが「納稅義務者」とは異なります。

また、「この案件に利害関係がある」1人は、「和光市に仕事や友人を訪ねる際、よく和光市駅を利用」という理由を記載していますが、和光市民を対象とした健康づくり計画の個別の目標値について、直接「利害関係を有する」という判断は致しかねます。

市民参加条例の規定を厳密に解釈するならば、意見提出者としての妥当性について疑問は残りますが、可能な限り「意見提出の機会を確保する」という観点から、形式上、要件を満たすものとして取り扱い、市の考えを示させていただきます。

## 2 意見と市の考え方

### No.1 意見提出者の区分：利害関係を有する（市外・個人／和光市に来訪）

«意見（原文ママ）»

昨年12月の「路上喫煙防止条例改正案」の際にも意見書を提出した喫煙者です。今回は計画見直し後の喫煙率目標値に関して意見を提出いたします。国の「健康日本21（第三次）」では喫煙をやめたい人がやめた場合の喫煙率の目標を12%としていますが、今回和光市の目標値を7.0%と設定した理由（根拠）は何でしょうか。煙草は20歳以上であれば自身の判断によって誰もが楽しむことができる、法で認められた大人の嗜好品です。ルールやマナーを守って吸うのであれば何ら違法ではないわけですから、その嗜好品を行政が目標値を設定してやめさせようとするべきではなく、やめるかやめないかはあくまで個人の判断に任せるべきです。ましてや国が設定した目標値よりもはるかに厳しい目標を設定する理由がまったくわかりません。7.0%とした根拠を明確にお示しください。

«市の考え方（区分：△ 案を修正しなかった）»

市は俯瞰的な視点を持ち健康づくり施策を推進しています。今回ご指摘の喫煙率につきましては、今年度実施した市民対象のアンケート調査結果において国の目標値を下回る（達成する）結果となりました。

地方自治体はその地域ごとに様々な特性がございます。一概に国の目標値を達成しているから十分であるという判断ではなく、それぞれの地域特性に応じた計画を策定します。

目標を達成した場合においても、その状況を維持すべく継続して取り組んでいます。

喫煙率の評価指標は、煙草をやめたくない人に無理にやめさせるという目標ではございません。嗜好品はあくまでも「個人の判断」で適切なマナーのもと楽しんでいただくものと存じますが、市といたしましては「予防・維持」の必要性を鑑み、現状値に即した近しい数値を目標として設定し、その数値は市の実情から見て決して厳しいものであるとは考えていません。なお、各施策の目標設定の考え方につきましては、素案に記載していますのでご確認ください。

また、喫煙による生活習慣病等の発症リスクが明らかであることから、引き続きリスクについて市民に向け周知・啓発していきます。

## No.2 意見提出者の区分：市内在住

«意見（〇数字以外、原文ママ）»

全体を通して国と県の動向やCOVID-19の影響を十分に踏まえた適切な修正・調整がなされている素晴らしい案だと思いました。客観的に見て納得度の高いものと感じましたが、一般的の市民が見て、一部、不明瞭な点がありましたので、以下にお示しいたしました。ご検討いただけますと幸いです。

### ①P.4 【新しい視点】

「(1)女性の健康を明記」と記載がありますが、「唐突感」がありますので、「記載に至った背景や理由」に言及すると更にわかりやすくなると思います。

「(3)他計画」と記載があります。健康増進プランは、各部門にて作成されている(P5)と思います。「次ページ参照」など補足頂けると更にわかりやすくなると思います。

「(4)アクションプラン」も該当ページを記載すると更にわかりやすくあると思います。

### ②P8 4 計画中間見直しに向けた取組

#### (3)市民参加・情報公開

「1)ヘルスソーシャルキャピタル」に注釈をつけてはどうでしょうか。

### ③P9 第2章 計画の理念・方針

「NDBデータ」に注釈をつけてはどうでしょうか。

### ④P39 ①フレイル

「フレイル」に注釈をつけてはどうでしょうか。

### ⑤P57～P59 第4章 計画前期の評価と見直し

1 計画前期の目標達成状況の表について、目標値と現状値と達成状況の記載がありますが、過去の値からの推移がわかるように「列」を追加してはどうでしょうか。

⑥P61 「健康寿命をのばそう！」というスローガンですが、和光市の現状と課題に応じ「80歳」や「100歳など」具体的なわかりやすい定量の数値目標を加えることは不要でしょうか。

### ⑦P70・P71 習慣的喫煙、習慣的多量飲酒に関して

以前は、酒は「百薬の長」とされ、適度な酒はどんな薬にも勝る効果があるという認識がありましたが、現在は、間違っている点を「飲酒ガイドライン」や多くのエビデンスを基に啓発・周知させていくことになるかと思います。まずは、和光市が全国平均と比較して、「リスク」が高い点への理解がキーになると思います。長期的に見ていく必要がありますが、健康増進に大きく寄与するファクターだと思います。

### ⑧P72 (8)主に働いている人の休養の重要性

「休暇」の認識や「休暇の取得率」については、企業の「文化」や「風習」がネックになってくると思います。罰則を含め、企業への指導を他部門と連携して進めて欲しいと思います。

### ⑨P112 食育推進コンソーシアム参加事業所

和光市の食品小売店だけではなく、「飲食店」が食育推進コンソーシアムに積極的に参加してくると当施策が市民に浸透し、成果が出るのではないかと思いました。

以上、ご検討の程、どうぞよろしくお願ひします。

## «市の考え方»

①区分：○ 意見を一部反映し案を修正した

P.4は、国の健康日本21計画（第三次）における【新しい視点】を記載しています。記載内容の出典がわかるよう追記しました。

②区分：○ 意見を反映し案を修正した

「ヘルスソーシャルキャピタル」の注釈を追記しました。

③区分：○ 意見を反映し案を修正した

「NDBデータ」の注釈を追記しました。

④区分：○ 意見を反映し案を修正した

「フレイル」の注釈を追記しました。

⑤区分：○ 意見を反映し案を修正した

策定期からの推移がわかるよう「当初実績値」を追記しました。

⑥区分：△ 案を修正しなかった

ご指摘のとおり、具体的な定量目標の設定は効果的であると考えています。今回は第二次健康わこう21計画の中間見直しであることから、基本的には当初策定期に設定した各施策・取組等の評価指標の見直し等を行いました。次期健康わこう21計画策定期において、健康寿命の数値目標の設定について検討していきます。

⑦区分：□ その他（感想、この案件以外への意見等）

ご意見ありがとうございます。嗜好品による生活習慣病のリスクと併せ、市の高リスクな状況についても周知・啓発し、市民の理解を得られるよう効果的な手法を検討していきます。

⑧区分：□ その他（感想、この案件以外への意見等）

ご意見ありがとうございます。企業へのアプローチは現状困難な状況ですが、「地域・職域連携」に基づき、健康づくりに欠かせない視点として「休養」や「休暇」について今後連携していきたいと考えます。

⑨区分：□ その他（感想、この案件以外への意見等）

ご意見ありがとうございます。飲食店の登録拡大に向けて、現在も周知しているところですが、なかなか実績に繋がっていません。現在、実施要領の見直しも併せて行っており、より飲食店が実施しやすい内容を精査し、引き続き登録拡大に向けて取り組んでいきます。

## No.3 意見提出者の区分：納稅義務を有する（市外・個人／和光市にたばこ税を納めている）

### «意見（原文ママ）»

目標を達成しているのに、新たに目標設定する理由がわからない。見直す必要はないと思う。

«市の考え方（区分：△ 案を修正しなかった）»

「たばこ税を納めている」と記載されていることから、ご指摘の「目標」は「喫煙率」の目標値に対するご意見と推察いたします。

No. 1と同じ考えです。

目標を達成した場合においても、「予防・維持」の必要性を鑑み、その状況を維持すべく現状値に即した近しい数値を目標として設定し継続して取り組んでいます。

No. 4 意見提出者の区分：納稅義務を有する（市外・個人／友人宅に行く時に和光市でたばこと酒を購入）

«意見（原文ママ）»

法律で認められている嗜好品について、和光市が目標を設定することに大きな違和感を感じるので反対です。

«市の考え方（区分：△ 案を修正しなかった）»

No. 1と同じ考えです。

No. 5 意見提出者の区分：市内在住

«意見（○数字以外、原文ママ）»

対象案件について、いくつか意見を述べさせていただきます。

①まず、第一に、今回の案件を市民の方々にどんな手段で広く周知させるのか。市のホームページ、広報、各所での掲示等様々な方法が考えられますが、賛同して、理解、納得して参加、実践してもらうことで成果が上がると思います。

②二番目に、酒・たばこの様なし好品に対して、どこまで行政が関わっていくのか各個々人の好みまで行政が強制的にコントロールするのは、場合によっては行き過ぎとなる面もあるのではないかと思います。

和光市の場合、駅前広場等喫煙設備が一つもない状況ですが、少数とは言え喫煙者もいるので、ある程度環境を整えることも必要ではないかと思います。

③三番目に、食育計画等で数値目標が示されていますが、それを達成するためにどのような手段があるのか、具体的な事例を上げて、イメージしやすい提示が必要と思われます。

例えば、野菜を1日200g摂取するという目標がありますが、取り切れない人達に摂取する方法として、生以外でジュース等摂取する方法を提示するとか、より具体的な事例が必要だと思います。

④最後に、地方の行政は。サービス業の最たる組織だと思っております。

市民（お客様）の皆様にいかに日々快適に心地よく過ごしていただくか（痒い所に手が届く）を肝に銘じて、各種サービス（施策）の成果として合格点（70点）が取れる施策展開をして下さい。

## «市の考え方»

### ①区分 : □ その他（感想、この案件以外への意見等）

ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、計画に基づく施策への理解・納得・実践には周知が必要です。市ホームページ・広報や掲示板のみならず、SNSも活用するなど効果的な周知方法を検討しながら目指す成果につなげられるよう、取り組んでいきます。

### ②区分 : △ 案を修正しなかった

No.1と同じ考えです。

駅前広場等の喫煙設備につきましては、「和光市路上喫煙の防止に関する条例」において、道路等（道路、公園、その他の公共の場所）での喫煙等を制限しています。公共喫煙所の設置に関しては当該条例の制定・施行された平成18年に当市を含み近隣4市の市長協議により「駅周辺を路上喫煙禁止区域とすること」及び「禁止区域内は喫煙所・灰皿を設置しないこと」の申し合わせがあり、4市では公共喫煙所を設置していません。

今後も当該条例の環境施策と本計画の健康施策の施策間の整合を図りながら、健康づくりを推進していきます。

### ③区分 : ○ 意見を一部反映し案を修正した

食育推進計画の数値目標達成に向けた具体的事例の一つである「ちょこっとプラス（果物・野菜）」プログラムにおいて、ご指摘のとおりイメージしにくい部分がありましたので注釈を補足しました。減塩の取組については、平成30年から食育推進店にて健康に配慮した商品に減塩マークを掲示する等の取組を進めています。広報やホームページ、チラシ等を活用して周知していますが、引き続き効果的な周知方法を検討しながら取り組んでいきます。

### ④区分 : □ その他（感想、この案件以外への意見等）

ご意見ありがとうございます。市民（お客様）の皆様へのホスピタリティを常に心掛け、計画に基づく取組を通じ、市民の皆様の健康増進が図られるよう努めていきます。